

寄付募集案内

～至学館大学・同短期大学部へのご寄付について (お願い)～

本学では、100余年にわたって培ってきた人間教育を礎に「人間力の形成」を追求すべく、さらなる教育活動の発展のため「**教育施設・機器・備品の整備**」、「**奨学金制度の充実**」および「**課外活動支援**」等に対するご支援を個人（卒業生・在学生の保護者・学園関係者・一般有志）や法人の皆様と呼びかけております。

本学で学ぶ未来ある学生たちのため、何とぞご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。



寄付要項

① 募集期間

随時受け入れさせていただきます。

② 寄付額

任意ではございますが、できるだけ多くのご協力をお願いいたします。

③ 寄付方法

「現金振込」、「現物」（有価証券、土地、建物、機器備品、図書および歴史的価値のある有形文化財等）あるいは「遺贈」による方法でご協力いただけます。

まずは、本学「経理課」へお気軽にご連絡下さい。

経理課連絡先

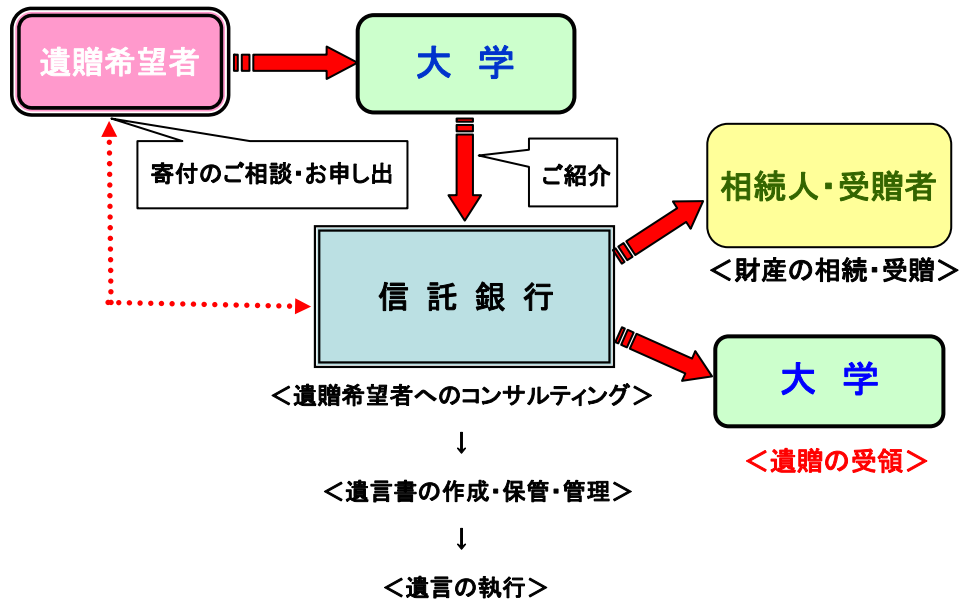
☆ 電話： 0562-46-1913 (直通)

☆ ファックス： 0562-44-1313

☆ Eメール: kifu@sgk.ac.jp

遺贈によるご寄付 (ご参考)

遺贈とは、遺言により財産を贈与することです。
遺贈による本学へのご寄付を希望される方のご遺志の実現を確かなものとするため、遺贈による寄付を受け付けております。
なお、事前に本学経理課にご相談下さいますようお願いいたします。



税法上の優遇措置

至学館大学・同短期大学部に対する寄付につきましては、所得税法、法人税法による税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合【所得税法第 78 条第 2 項第 2 号】

寄付金が 2,000 円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。

ただし、寄付金の額が総所得金額の 40% を超える場合は、40% を限度とします。

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} - 2,000 \text{円}$$

所得控除の手続きは、本学が発行する「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書 (写)」を添えて所轄税務署に確定申告をしてください。

法人の場合【法人税法第 37 条第 3 項第 2 号】

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で次の限度額まで損金算入が認められます。

※一般寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right] + \left[\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方式

$$\left\{ \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{2.5}{1000} \right] + \left[\text{寄付金支出前の所得金額} \times \frac{5.0}{100} \right] \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

この寄付金による損金算入は、本法人が発行する「寄付金領収書」および「特定公益増進法人の証明写」によって手続きができます。

寄付者の顕彰

本学にご寄付賜りました皆様方には、感謝の気持ちを込め「寄付者芳名録」にご芳名あるいは法人名を記載のうえ、大切に保存させていただきます。

※ご寄付をいただいた方の個人情報につきましては、情報の管理に充分配慮し、当該目的以外に使用することはありません。

お申込み・問い合わせ先

至学館大学・同短期大学部 経理課

〒474-8651 愛知県大府市横根町名高山55

電話：0562-46-1913（直通） ファックス：0562-44-1313

E-mail: kifu@sgk.ac.jp

